

成田市子育て世帯訪問支援事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、家事、育児等に不安又は負担を抱える保護者、妊産婦等がいる世帯（以下「子育て世帯」という。）に対し、委託機関の訪問支援員が訪問し、子育て世帯が抱える不安又は悩みを傾聴するとともに、家事、育児等を支援すること（以下「子育て世帯訪問支援事業」という。）により、子どもの養育環境を整え、もって子ども及び子育て世帯の福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 委託機関 市長が子育て世帯訪問支援事業の実施を委託した者をいう。
- (2) 訪問支援員 委託機関に所属する者で、子育て世帯訪問支援事業を行うものをいう。

(対象となる世帯)

第3条 子育て世帯訪問支援事業の対象となる世帯は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯であつて、市長が子育て世帯訪問支援事業を実施することが特に必要と認めるものとする。ただし、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されることが困難であると市長が認めるときは、当該住民基本台帳に記録されていることを要しない。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）に登録された法第6条の3第8項に規定する要保護児童
 - (2) 協議会に登録された法第6条の3第5項に規定する要支援児童
 - (3) 協議会に登録された法第6条の3第5項に規定する特定妊婦
- (事業の内容)

第4条 子育て世帯訪問支援事業の内容は、子育て世帯が抱える不安又は悩みを傾聴することのほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食事の準備及び片付け、生活必需品等の買物、居室等の清掃、衣類の洗濯等の家事支援
- (2) 前条に規定する世帯に属する子どもの世話、保育所等への送迎等の育児支援
- (3) 前各号に掲げるもののほか、子育て世帯訪問支援事業の目的を達成する

ために市長が特に必要と認める支援

(利用期間等)

第5条 子育て世帯訪問支援事業を利用することができる期間は、子育て世帯訪問支援事業の利用を開始した日から当該日の属する年度の末日までの間で、市長が定める期間（以下「利用期間」という。）とする。ただし、市長は、利用期間の延長がやむを得ないと認める場合は、必要最小限の範囲でこれを延長することができる。

2 子育て世帯訪問支援事業を利用することができる日は、月曜日から土曜日までで委託機関が訪問支援員を派遣することができる日とする。ただし、次に掲げる日においては、利用することができない。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

3 子育て世帯訪問支援事業を利用することができる時間は、午前8時から午後6時までの間で、1日当たり2時間までとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(利用の申込み)

第6条 子育て世帯訪問支援事業を利用しようとする者は、子育て世帯訪問支援事業利用申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申し込まなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第1号及び第2号に掲げる書類を省略させることができる。

(1) 住民票の写し

(2) 利用の申込みをする者又は当該者と同一の世帯に属する者の市町村民税額を証する書類（生活保護の世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯をいう。以下同じ。）にあっては、福祉事務所長の発行する証明書）

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(利用の承諾)

第7条 市長は、前条本文の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、利用の承諾の可否を決定し、子育て世帯訪問支援事業利用承諾・不承諾通知書（別記第2号様式）により当該申込みをした者に通知するものとする。

(利用方法及び利用回数等)

第8条 前条に規定する利用の承諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用する日の前日までに、委託機関に対して、利用内容を確認し、又は利用内容の変更若しくは利用の中止を報告しなければならない。

2 利用者は、子育て世帯訪問支援事業を利用する間は在宅していなければならない。

3 利用期間における利用回数は、年度ごとに36回を上限として、市長が定める回数とする。

(利用者負担額等)

第9条 利用者は、別表に掲げる階層区分の欄の区分に応じ、同表の1時間当たりの金額の欄に掲げる額に子育て世帯訪問支援事業を利用した時間を乗じて得た額に、同表の1件当たりの金額の欄に掲げる額を加えた額（以下「利用者負担額」という。）を納入しなければならない。

2 利用者は、前条第1項の規定による中止の報告を行わずに利用を中止した場合には、別表に掲げる階層区分の欄の区分に応じ、同表の1時間当たりの金額の欄に掲げる額を納入しなければならない。

3 市長は、利用者負担額を月単位で請求するものとする。

(利用の中止)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、子育て世帯訪問支援事業の利用を中止することができる。

(1) 子育て世帯訪問支援事業の対象となる世帯が第3条の規定に該当しなくなったとき。

(2) やむを得ない事由により、子育て世帯訪問支援事業を実施することが困難と認められるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(利用期間の延長)

第11条 第5条第1項ただし書の規定により利用期間の延長を希望する利用者は、子育て世帯訪問支援事業利用期間延長申込書（別記第3号様式）により、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、利用期間の延長の可否を決定し、子育て世帯訪問支援事業利用期間延長承諾・不承諾通知書（別記第4号様式）により、利用者に通知するものとする。

(記録簿の整備)

第12条 市長は、子育て世帯訪問支援事業の実施に係る台帳を整備するものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表

利用者の属する世帯の階層区分		1時間当たりの金額	1件当たりの金額
階層区分	定義		
A	生活保護の世帯	0円	0円
B	当該年度（4月から6月までの間に利用する場合にあっては、前年度）において、利用者又は当該利用者同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない世帯（A階層に掲げるものを除く。）	300円	190円
C	当該年度（4月から6月までの間に利用する場合にあっては、前年度）において、利用者又は当該利用者同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である世帯（A階層及びB階層に掲げるものを除く。）	600円	530円
D	A階層、B階層及びC階層以外の世帯	1,500円	930円

備考 市長は、利用者又は当該利用者同一の世帯に属する者が次のいずれかに該当するときは、申請に基づき、この表の規定にかかわらず、決定した階層を変更することができる。

- (1) 失業、疾病等により著しく所得が減少し、利用者負担額を負担することが困難であると認めるとき。
- (2) 災害を受けたことにより、利用者負担額を負担することが困難であると認めるとき。

(3) 市長が特に利用者負担額を負担する資力がないと認めるとき。

[別記様式 略]